

監査報告書

令和元年5月27日

学校法人 奈良育英学園
理事長 藤井宣夫 殿

学校法人 奈良育英学園

監事 松岡弘樹 ⑩

監事 辻本俊秀 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人奈良育英学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人奈良育英学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人奈良育英学園の平成31年3月31日現在の財産目録及び計算書類を含め、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上